

令和元年第12回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年12月9日（月） 午前9時30分～午前10時45分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和市
5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽	7番：草野 義雄
8番：田口 昭広	9番：寺本 眞理子	10番：阪口 修一
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

4番：藤井 雅史

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：道園 浩二
10番：小崎 良一	11番：木川 保	12番：一川 清
13番：野田 和夫	14番：渕上 米作	15番：山田 和治

○農業委員会事務局：3名

事務局長：福田 貴司 係長：川田 康幸 主事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第23号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について
日程第2	報告第24号	農地形状変更届出書について
日程第3	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第50号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第52号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第53号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。 まず、福田局長より、御礼の挨拶があるとのことですので、よろしくお願いします。 ～福田局長より挨拶～ 皆様方には、お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 また、1年間、農地利用状況調査にて、現在耕作している土地又は非農地になった土地、その中間にあたる耕作していないが農地に復元できる土地を調査していただきました。その結果から、農地に復元できる土地の所有者に対して、農地利用意向調査を行いますので、相談があった時は対応をよろしくお願いします。 併せて、先日、南さつま市の農業委員会が視察研修に来られまして、当日は塚本委員に色々と説明していただきありがとうございました。出席された藤井委員、本郷推進委員、下崎推進委員はお忙しい中ありがとうございました。私と井川副会長も出席しましたが、南さつま市の農地面積も広いところではございますが、色々な意見交換もできました。大変有意義だったと思います。 それでは只今より、令和元年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 4番「藤井雅史」委員から、欠席報告がっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は9番「寺本眞理子」委員、10番「阪口修一」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の差し替えをお願いします。差し替えページは議案書の7ページです。 議案書7ページの所有権移転の部1番の案件が漏れていましたので、座席に配布してあります議案書に差し替えをお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

福田局長	おはようございます。 まず、ご報告になりますが、会長の挨拶にありまして、11月20日に南さつま市から農業委員研修をさせていただきますとお願いがあり、対応させていただいたところでございます。ですが実は、本庁に到着するのが1時間半くらい交通事情で遅れまして、その時出席いただいた会長及び委員の皆様には、大変お待ちいただき対応することになりました。後日、研修では非常に情報提供・意見交換させていただいて、大変参考になりましたと南さつま市の事務局長から直接私に連絡がありまして、有意義な研修をすることができました、また機会があれば、南さつま市にもおいで下さいということでしたので、報告させていただきます。 なお、本日は才保次長が別件用務のため、欠席させていただきます。また、本日ご提案しています議案等の説明につきましては、担当係長から説明させますので、ご審議よろしくをお願いします。
川田係長	それでは、説明に入ります。 議案書の1ページをお願いします。 報告第23号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 この配分計画は、9月の総会で審議を行い、記載してある賃貸人から熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。 賃借権設定の部ですが、1番～3番までまとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹・野菜・水稻で、設定期間は全て新規設定の5年間です。 果樹はデコポンハウス、野菜は露地野菜ということです。 賃借料は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第23号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第23号につきましてはこれで終わります。 次に、報告第24号「農地形状変更届出書」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の2ページをお願いします。

	報告第 2 4 号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されましたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 造成の理由は、水田として利用が困難なため客土を行い、畑として利用する。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、宮浦地区の「J A あしきたガソリンスタンド」の北側、約 1 2 0 m の場所で宮浦阿蘇神社の北側になります。 現地確認ですが、申請地は水田として利用が困難であるため、阿蘇神社敷地程度の高さに客土を行い、一寸そら豆を作付けするということでした。 議案書に戻ります。 2 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 造成の理由は、大雨の度に冠水し、耕作が困難なので客土を行い、一般畑として利用する。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、県道宮崎芦北線「牛淵バス停」の南側、約 4 0 0 m の場所で田川川沿いになります。 現地確認ですが、申請地は耕作が困難な場所にあり、耕作放棄地の状態でした。 1 m 程度客土を行い、一般畑として利用するということでした。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	事務局と下崎推進委員の 3 名で現地確認を行いました。残念ながら、当人が来られなかったもので、質問事項は事務局を通して後日返答がありましたが、できれば当人には出席いただいて、質問事項等を受けていただきたいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	先日、事務局と塚本委員で現地に行きましたが、塚本委員が言われるとおりです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いします。

塚本委員	事務局の説明どおりです。川と水路の間に挟まっていて、どうにも利用ができない、水害の恐れがあるということでございますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	2～3年前までは田んぼをつくれておりましたが、川に挟まれ、条件も悪いですから、しょうがないのかなと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	報告第24号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第24号につきましてはこれで終わります。 次に、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の3ページをお願いします。 議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、町外に移住しており、耕作管理が困難なため、知人へ無償譲渡する。 譲受人事由ですが、相手方の要望により譲り受け、耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北高校」の南西側、約80mの位置で「コメリ芦北店」の裏側になります。 現地確認ですが、申請地は何も作付けはされていませんでしたが、草刈り等の管理はされていました。譲り受け後は、水稻を作付けし、適正に管理するということでした。 黄色調査書の1ページをお願いします。 契約の種類は贈与になります。申請理由ですが、譲渡人は町外に移住しており、耕作管理が困難であるため、知人へ無償譲渡するということです。譲受人は相手方の要望もあり無償で譲り受け、水稻を作付けするということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	議案書に戻ります。 2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、以前から譲受人が耕作管理していたため、無償譲渡する。譲受人事由ですが、相手方の要望により譲り受け、耕作管理する。となっています。ピンク色総会資料の 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「女島地区生涯学習センター」（旧女島小学校）の北西側、約 50 m の場所で譲受人自宅近くになります。 現地確認ですが、申請地は野菜が作付けされており、適正に管理されていました。今までも譲受人が耕作管理しているということでした。 黄色調査書の 2 ページをお願いします。 契約の種類は贈与になります。申請理由ですが、以前から譲受人が耕作管理を行っていたため、今回、譲受人へ無償譲渡するということです。 譲受人は相手方の要望があり、自宅からも近いため、無償で譲り受けるということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	事務局と田口宗一推進委員の 3 人で現地確認に行きました。 無償譲渡ということですがけれども、事務局の説明どおりで何の問題もないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を担当地区の「小崎」推進委員からお願いします。
小崎推進委員	現地調査に行く予定でしたが、用事のため別の日に現地を確認しました。 野菜をつくってあり、管理されていたので問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 49 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 5 0 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細、申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は農家住宅です。本案件は追認案件で始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「湯浦郵便局」の南側、約 1 2 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は既に農家住宅が建設してありました。未登記であったため、今回の申請になったそうです。 ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。 事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を設置し、東側の既存の排水路に排水する計画です。 ピンク色総会資料 7 ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の約 0. 1 h a です。 黄色調査書の 3 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「昭和 5 5 年頃に申請者の義理の父が倉庫を建て、農家住宅に改築したが未登記であったため、申請するものです。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

	●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は既に施工済みで問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局から説明のあったとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 5 0 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 5 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は、工場増築及び防火水槽敷地です。 ピンク色総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は申請者である「(株) 共栄」の隣接地になります。 現地確認ですが、申請地は水稻が作付けされていきました。申請地の東側及び北側に農地は存在するが、通風・日照等に影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は南側の既存排水路へ排水する計画です。
ピンク色総会資料 10 ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約 3.3 ha です。

黄色調査書の 4 ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人はプラスチック製品の加工業を営んでいます、新製品の受注に伴い、新たな機会を設置する必要があることから工場を増築する計画です。また、消防署から工場敷地内に防火水槽を設置するよう指導があったため、防火水槽を整備する計画です。

（※建屋面積が 2,000 m² 以上は防火水槽が必要。）

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請書は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

賃貸借権設定の部 1 番、申請地の詳細、賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は、資材置場の一時転用になります。

ピンク色総会資料の 11 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「西回り九州自動車道田浦インター出入口」から南東側、約 135 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は以前も資材置場として利用されていた場所で、作物は何も作付けされていませんでしたが、草刈り等の管理は行ってありました。申請地の東側に農地は存在するが、転用目的が資材置場であるため、日照・通風等に影響はなく、問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の 12 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は雨水のみで自然透水になります。

ピンク色総会資料 13 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

	申請地は、「田浦インター出口」から約135mの距離に位置しており、インター出入口から300m以内に位置しているので、第3種農地に該当します。 黄色調査書の5ページをお願いします。 ●契約の種類は賃貸借です。 ●立地基準ですが、先ほど説明したとおり、農地区分は第3種農地になります。 第3種農地は原則、転用可能な農地に分類されます。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、賃借人は、発電及び電気の供給事業を行っていますが、既存の送電用鉄塔が老朽化したため、鉄塔の建て替えに伴う資材置場を整備するものです。 代替性の可能性については、申請地が第3種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。また、利用期間終了後は、農地に復元することを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「6番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	この見附地区は補助整備の話があり、地権者の方とは合意がとれております。また、農林水産課の職員とも話をし、計画が進み始めているところです。 事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	現地を確認して感じたことは、工場の増築をされていますが、農地に害は無いように見受けられました。よろしくお願いします。
片山会長	賃貸借権設定の部1番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。 先ほど事務局から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。 担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。
本郷推進委員	特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。

	議案第５１号について、質疑ありませんか。 …６番、塚本委員。
塚本委員	ピンク色総会資料の１０ページで、農地の広がりには斜線を引いてありますが、県道と川に挟まれている部分の田んぼは何故、斜線が引かれていないのですか。
川田係長	農地区分については、水土里GISを用いて作成していますが、字図等で再度、確認したいと思います。
塚本委員	わかりました。
片山会長	他に、議案第５１号につきまして、ご質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、所有権移転の部１番につきましては、原案のとおり決定しました。 賃貸借権設定の部１番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、賃貸借権設定の部１番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第５２号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の６ページをお願いします。 議案第５２号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部１番は、農地中間管理事業になります。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 転貸で設定期間は新規設定の１０年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ２番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する

	作目は水稻で、設定期間は新規設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の7ページをお願いします。 4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 所有権移転の部1番、これは、農地中間管理機構の特例事業で当該農地を熊本県農業公社が買い受け、第3者に売り渡す事業です。 所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。転売で売買価格は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第52号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。 5番については、「道園」推進委員が関係していますので、「道園」推進委員に一時退席を求めます。 (「道園」推進委員一時退席)

	それでは、お諮りします。 5 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番につきましては、原案のとおり決定しました。 「道園」推進委員に入室をお願いします。 (「道園」推進委員着席) それでは引き続き、採決を行います。 所有権移転の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、所有権移転の部 1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 3 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 5 3 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 詳細は、別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」により説明します。 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場田浦支所」の北東側、約 3 2 0 m の場所で赤く塗っている箇所になります。 2 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。 3 ページをお願いします。上側が遠景、下側が近景の写真です。 4 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 議案書に戻ります。

2 番・3 番はまとめて説明します。

申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。

現地確認の判断結果ですが、2 番・3 番ともに非農地と判断できると思われます。

「現地確認資料」の 5 ページをお願いします。

申請地の位置図を載せておりますが、申請地は「国道 3 号線海浦トンネル」の南側、約 1 8 0 m の位置で赤く塗っている 2 箇所になります。

6 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。

7 ページをお願いします。整理番号 2 番の現況写真です。

8 ページをお願いします。整理番号 3 番の現況写真です。

9 ページに現地確認の結果を記載しています。

現地確認の調査結果ですが、整理番号 2 番・3 番ともに雑木等が生い茂り、山林化しておりました。

よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。

議案書に戻ります。

4 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。

現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。

「現地確認資料」の 1 0 ページをお願いします。

申請地の位置図を載せています。

申請地は「芦北高校」の北側、約 5 0 0 m の位置で赤く塗っている箇所になります。

1 1 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。

1 2 ページをお願いします。上側が遠景、下側が近景の現況写真です。

1 3 ページに現地確認の結果を記載しています。

現地確認の調査結果ですが、雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。

よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。

議案書 9 ページをお願いします。

5 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。

現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。

「現地確認資料」の 1 4 ページをお願いします。

	申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場」の南西側、約 9 0 0 m の場所で赤く塗っている箇所になります。 1 5 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。 1 6 ページをお願いします。上側が遠景、下側が近景の現況写真です。 1 7 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 議案書に戻ります。 6 番～1 2 番までまとめて説明します。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、全て森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、6 番～1 2 番まで全てにおいて、非農地と判断できると思われます。 「現地確認資料」の 1 8 ページをお願いします。 申請地の位置図を載せています。 申請地は「旧計石小学校」の北西側、約 3 0 0 m の位置で赤く塗っている箇所になります。 1 9 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。 2 0 ページをお願いします。現況写真を載せております。 2 1 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、整理番号 6 番～1 2 番まで、全てにおいて雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「9 番の寺本」委員にお願いします。
寺本委員	1 2 月 5 日に牧推進委員と事務局と現地確認に行きました。 事務局の説明とおりです。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「牧」推進委員からお願いします。

牧推進委員	事務局と寺本委員と現地確認しました。事務局の説明のとおり、山林化していますので、よろしくお願いします。
片山会長	2番～3番の案件をまとめて「10番の阪口修一」委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。竹が生い茂っており、農地に復元するのは難しいと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。
中川推進委員	事務局と阪口委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、4番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。
田口推進委員	現地確認の当日は行けなかったもので、後日、確認に行きましたが、山林化しておりました。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。
矢野推進委員	事務局と現地を確認しました。説明のとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	5番の案件を担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局から説明があったとおりです。この場所は、周りを大きな木に囲まれて、雑木も大きくなり、畑としての利用もできないと思われます。また、太陽の光も当たらないような場所で、農地への復元は難しいと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、6番～12番までの案件をまとめて「8番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	この場所の周りも非農地で、農地への復元は難しいと思われます。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。
矢野推進委員	事務局と田口委員からの説明どおりです。非農地が妥当だと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第53号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。
3番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。
4番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。
5番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番につきましては、原案のとおり決定しました。
6番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番につきましては、原案のとおり決定しました。
7番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番につきましては、原案のとおり決定しました。
8番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番につきましては、原案のとおり決定しました。
9番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番につきましては、原案のとおり決定しました。
10番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番につきましては、原案のとおり決定しました。
11番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番につきましては、原案のとおり決定しました。
12番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番につきましては、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。

